

令和7年3月15日公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価引き上げの対応について

令和7年3月15日

令和7年3月15日から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」）への対応について、次のとおり定める。

1 背景

公共工事等の予定価格の積算に用いる労務単価は、毎年10月に全国一斉に実施される「公共事業労務費調査」に基づき国が設定し適用している。

国では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映して、現在適用している公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価」）に各々比して、全職種・全国単価平均で6.0%（本県では6.2%）及び5.7%それぞれ引き上げた新労務単価について令和7年3月から適用することを2月14日に公表した。

また国では、新労務単価の適用に加え、その運用に係る特例措置等も令和6年3月同様に適用することとした。

2 内容

本県でも、令和7年3月15日以降に積算する工事及び建設コンサルタント業務等から新労務単価を適用することとし、さらに検討を行った結果、次のとおり特例措置等を行うこととした。

- ・令和7年3月15日以降に開札する工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価を用いて積算した案件については、新労務単価に変更することを可能とする。
- ・令和7年3月14日以前に開札を行った工事のうち、3月15日において工期の始期が到来していないものについては、大分県公共工事請負契約約款第25条第6項の規定を準用する。

なお、令和7年3月14日以前に開札を行った工事のうち、3月15日において工期の始期が到来しているものについては、大分県公共工事請負契約約款第25条第6項の規定を適用する。